



特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する 省令等の一部を改正する省令案

令和2年11月18日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

改正概要

1 **【特化則等改正省令附則第2条の改正】 経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存**

令和4年3月31日までに実施した、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等について、記録及び保存を義務付けること。

2 **【特化則等改正省令附則第3条の改正】 呼吸用保護具の装着の確認**

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について、令和4年4月1日から義務付ける予定を令和5年4月1日に延期すること。

3 **【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存**

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

※特化則等改正省令・・・特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）

e-文書省令・・・厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

1【特化則等改正省令附則第2条の改正】経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

- (1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
(特化則第38条の21第2項関係)
- (2) (1)の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)

【附則】

- (1) 本則(1)の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、令和4年3月31日までに、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
- (2) 本則(2)の適用について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に測定した結果等の記録及び保存がされないおそれがある。

○ 今回改正

経過措置期間に測定した結果等（附則（1））について、必要な事項を記録し、保存することとする。

※記録する事項は、第38条の21第8項（測定日時、測定方法、測定結果等）に同じ。

※記録及び保存された測定結果等は、経過措置期間後、有効な呼吸用保護具の選択に使用。

（特化則第38条の21第6項関係）

2【特化則等改正省令附則第3条の改正】呼吸用保護具の装着の確認

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを**厚生労働大臣の定める方法**により確認しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)

【附則】

上記について、**令和4年3月31日までの間は適用しないこと。**

大臣告示（※）において、日本産業規格（JIS）T8150に定める方法を引用している。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）
第3条 特化則第38条の21第7項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第6項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、**日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法**又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

当該規格は現在、改正作業中。

公示は当初令和2年度中の予定であったが、**令和3年度になる見込み**であり、改正後の当該規格に基づく呼吸用保護具の装着の確認への対応に準備期間が必要。

○ 今回改正

上記経過措置について延期し、令和5年3月31日までの間は適用しないこととする。

3 【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存

○ 前回改正

【改正省令】

- (1) 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を**記録**し、**保存**しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)
- (2) 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を**記録**し、**保存**しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)
- (3) 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を**記録**して、**保存**しなければならないこと。
(粉じん則第6条の4第3項関係)



○ 今回改正

上記省令において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

具体的には、e-文書省令の別表中に、上記(1)～(3)の規定を追加することとする。

施行期日等

公布日：令和3年1月（予定）

施行期日：公布の日

（ただし、改正概要3（電磁的記録による作成及び保存）は令和3年4月1日）（予定）